

調査研究「リースの軌跡と将来展望」 インタビュー記録

中川 潤 氏 72歳 (1949年生)

弁護士

【経歴】

1978年 弁護士 (現任)

* 中川 潤 氏は当協会の研修会の講師を務めた。



* インタビュー実施日 (2022年5月9日) の年齢を表します。インタビューは、新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で実施しました。

—— リースの法務に携わることになった経緯を伺います。

中川 1982年に弁護士会内グループの研修チームでリースを勉強することになり、先輩の弁護士から研修チームのメンバーに指名されたことがきっかけです。当時、「急激に取引が伸びているファイナンス・リースとは、いったいどのような取引なのか」ということから、散発的な論稿を拾い集めて読みながら議論を重ねました。

リースに関する学者サイドの研究は、成城大学の庄 政志 先生が以前から取り組んでおられましたが、1976年に日本私法学会 (補注：私法分野の最大の基幹的学術団体) がリースを大会テーマに取り上げたことを契機として、1980年代前半は学者の方々がリースに関する本格的な議論を始めた時期でした。当時、研修チームが参考とした単行本としては庄先生の著書しかありませんでした。その後、この研修チームに NBL (株式会社 商事法務) での連載の場を頂き、1985年にその成果を単行本として出版しました。

—— 初めてリース契約をご覧になった時の印象を伺います。

中川 リースは「貸す」取引であり、物件金額の全額に相当するリース料を支払うこと従って中途解約ができないこと、リース期間が終了してもユーザーの所有物にならないことは理解できましたが、リース会社の瑕疵担保責任 (補注：2020年4月の民法改正で「瑕疵」という用語が廃止されたことから、当協会のリース契約書 (参考) では「品質等の不適合」という用語に改めた) の免責や危険負担が転換されているという点が引っかかりました。大学でリースを勉強することはない時代で、貸す取引についての一般的な感覚だと、この事柄は当然「貸主が負担する」ものだからです。しかし、リースについての勉強を進めるにつれて、リース取引は税制と会計処理を踏まえて企業の資金需要に応じる取引だという事柄がその出発点であることがわかり、ようやくその内容を理解できるようになりました。

—— 当協会の研修会の講師を長年にわたってお引き受けいただきましたが、講義の目的について伺います。

中川 リース事業協会の研修会では、長年にわたってリースの判例を中心としたお話をしました。リースは、賃貸借の枠組みに拠った金融取引ですが、リースが日本に導入された初期の、裁判所に対してリース取引の仕組みと意義を説明しなければならない時期の判例を中心にお話することにより、そもそもリースがどのような取引なのか受講者に理解していただくようにしました。

最近では、リースの判例に関心を示す受講者が少なくなってきました。これは既に存在する当たり前の取引としてリースの実務が動いているという感覚がベースになっているからだと思います。それに見合うように一般取引社会のなかでもリースに関する理解度が高くなったことからでしょう。その意味でリース産業は成熟したのだということを強く感じています。

リースを本質的に理解するため、これは法的紛争に適切に対応するために不可欠なことです。リースの判例の歩みをしっかりとフォローしておく必要があると考えています。初期の判例をみたとき「なぜこのようなことが争われているのだろう」と感じるものがあるかもしれませんが、これは、当時の法曹界においてリースの理解が進まなかった論点であり、裏を返せばリース契約が既存の合理的な筈の法的擬律からはみ出したとの誤解を呼び込みかねないものを孕んでいるからです。これまでの判例で示されてきた考え方をしっかりとフォローすることにより、リース取引の基本を学ぶことができます。

—— リースの判例の意義について伺います。

中川 リースはもとより法令自体に規定がなく税制・会計のフィールドを出自として編み出されたその意味で特異なものであるため、判例のもつ意義が極めて大きいものです。

一般論としての判例の意義は、成文法を前提として、それが制定された立法事実とその後の社会経済の変動を踏まえ、その折々で成文法の解釈を明確に示すことにあります。

しかし、「ユーザーとリース会社のリース契約」、「リース会社とサプライヤーの売買契約」で成立する「リース取引」は、成文法に根拠がなく、リースが伸長していく中で後追いのような形で判例が有権解釈を示すという、我が国の法制度のなかでは特異な位置を占めているものです。

リースは、日本が成文法国家であるなか、唯一とは言わないにしても専ら判例によって擬律されている契約であり、現在の判例がリースの実務にフィットしているかどうかは別として、リースにおける判例の重みは他の取引と比べ格段に大きいものがあります。

このことは今後も変わらないと考えています。民法（債権関係）の改正の議論を見れば良く分かるのですが、ファイナンス・リースを典型契約として規定するという提案がされ、最初は「消費貸借」（補注：金銭消費貸借契約などが含まれる）の次の項に規定する提案、それが行き詰まると「賃貸借」の特則として置くという提案となり、最後は民法に規定しないことになりました。これは、「賃貸借の枠組みに拠ったファイナンス」というものを成文化するという作業自体に根本的な無理があるからだと私は思っています。会計基準レベルではリース取引を定義することができたとしても、リースを法律で規定することはできないと考えています。

—— 現在、法制審議会の担保法制部会でファイナンス・リースを法制化しようとする検討が行われています。その評価について伺います。

中川 民法（債権関係）規定の改正と同じように、議論が行き詰ることが予想されます。

担保法制の見直しの議論では、倒産時におけるファイナンス・リースの取扱いが論点となっていますが、債権法改正というベーシックな作業の中で断念した作業を、倒産手続きという限定された場面だけで議論して一定の擬律を定めた場合、リース契約の法的位置づけについて根本的な整合性がとれなくなるだろうことは目に見えていることです。

担保法制部会では、ファイナンス・リースについて「利用権担保」（補注：リース会社がリースの利用権をユーザーに付与し、ユーザーはその利用権をリース会社に質入れする）という考え方が示されていますが、最高裁が「利用権担保」という考え方を容認しているとは到底思えません。

30年以上前になりますが、会社更生法でのリース料債権の扱いについて、「リース料と物件利用が対価関係にないことはそうだとすると、だから更生担保権だというのは論理の飛躍だろう。もしこのようなドラスティックな解釈が可能ならば、本来の対価関係にはなくとも共益債権として取扱うという解釈も十分可能なはず。リース会社の所有権は確固としている以上、法解釈の乖離の程度は後者の方が余程穏当だ」と月刊リースに書かせて頂いたことがあります。近時、民事訴訟法の碩学である伊藤 眞 先生が、「判例法理としては双方未履行契約性を否定する考え方が確立されている」と紹介したうえで「リース契約について双方未履行双務契約性を肯定する考え方に立つ」と宣明されています（補注：伊藤眞「会社更生法・特別清算法」）。無論、私如きのような乱暴な議論からではなく、その論拠とするところを説明されています。

利用権担保説というものについて、その法的説明の論理的整合性だけで考えれば、初期の頃からあった質権構成しか考え難いところですが、これは「リース会社がユーザーの使用権の上に常に権利質を設定しているとみることも契約当事者の意思に沿わない」との伊藤先生の指摘のとおりでしょう。

—— 小口リースの課題について伺います。

中川 公的機関において、中小企業の経営者から相談を受けていますが、リース関連の相談は小口リース取引におけるサプライヤーの販売方法やリース物件としての適切さを疑うものに関する相談がほとんどです。

リース契約は、ユーザーが「物件」と「サプライヤー」を選定するということを本来前提としたもので、このことを踏まえたうえで、リース会社がリース物件に対する責任を負わないという取扱いが成り立ち、これまでの判例の蓄積がなされてきたものです。

他方、小口リース取引は、リース会社が提携するサプライヤーを選びそのサプライヤーの販促に協力するという立ち位置にあるものです。従って、当該サプライヤーが扱っている製品がどのようなものか、どのような販売方法をとっているのか、リース会社として確認する必要があると思います。つまり、本来のリース契約とは全く状況が異なっています。ユーザーにとって立替払契約と比してリース契約に拠ることに特段のメリットがない場合で提携関係をもったサプライヤーのリース契約を取扱う場合、リース会社

にはサプライヤーに対する一定の管理の必要があると自戒すべきです。

その確認をしないために、ユーザーとリース会社の間で紛争が生じた場合、従来のリース取引の判例では考えられない判例が出されることになり、既にその種の下級審判例が存在します。このようなことが積み重なると、小口提携リースについてはこれに一定の規制を課するといった法の制定等が起こりかねません。

—— リースが発展したポイント、今後の課題について伺います。

中川 リースが発展した基本的な要素として、金融機関の借入に頼らず設備調達ができたことにあり、2008年のリース会計・税制変更までは、上場企業においても経理処理の簡便さがありました。金融緩和かつ低金利下において、リース需要が伸び悩んでいる状況にあると考えられますが、中小企業にとって金融機関から設備の購入資金を借り入れるハードルは依然として高く、リースの利用しやすさという点はあると考えています。

しかし、今までと同じファイナンス・リースを1980年代と同様に2ケタ成長させていくことは難しいと感じています。メンテナンスなどのサービスを付加するなど企業にとってメリットがある提案ができるようになれば良いと感じています。

—— 法務部門の活用について伺います。

中川 契約書のリーガルチェック等が法務部門として重要な業務ではあることは当然ですが、商品開発等においても法務部門が連携活用されることが望ましいことでしょう。

私が関与したリース会社で、法務部門と営業部門が一緒になって新たな取引の実践スキームの構築作業をしたことがあります。叩き台の契約書案を某ローファームに作らせ、実際に予定している取引手順の流れをフローチャートのように図式化して、照らし合わせながら生じ得る事態をあぶり出し、それに応じた契約上の手当や帳票類を考えていくという作業を、法務・営業の担当者が一緒に私も加わって検討したことがありました。

—— リース事業協会に期待することを伺います。

中川 健全なリース事業が発展するための活動を期待しています。所管庁を異にする規制業種では、行政の監督・検査において過剰とも思われる厳しい指摘がされ、それに対応するための大変な労力が費やされています。一方、リースはそのような規制業種ではありませんので、健全なリース事業を発展させていくために、そしてリースの自由な取引環境を維持するためには、自らを律し不健全な取引があれば是正していくということが必要です。その役割を担うことができるのはリース事業協会しかありません。

—— 本日は、ありがとうございました。